総則

第一条 の幼稚園は ご、ひ身の発達に力長けることに目りにける。 学校教育法第七七条に従って幼児を保育し、適切な環境を与えて基督教

幼児教育を通 心身の発達を助長することを目的とする

第二条 本園は第 敬虔な心の養成と思い|は第一条の目的達成の ため 1 次の各項をつとめる

やりのある情操を滋養すること。

能の調和的発達を図ること 特に健康に留意し、 安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い 身体諸機

3 自立の精神の芽生えを養うこと 園内において集団生活を経験させ、 喜んでこれに参加する態度と、 協同 自由及び

言葉の使い方を正しく導き、童話絵本等に対する興味を養うこと。身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと

5

6 音楽、 遊戯、 絵画その他により創作的表現に対する興味を養うこと。

この幼稚園は 愛星幼稚園と云い日本基督教団小石川白山教会の附属幼稚園で あ

この幼稚園に この幼稚園の 位置は東京都文京区白山二丁目三七番三号に置く

第 第 第 第 五 条 条 条 条 こ の幼稚園の定員を九〇名とし、満三才から満四才まで 定員を九〇名とし、満三才から満四才までの組と、満四才から満五才まで入園できる者は満三才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

組 کے 満五才から満六才までの組に分ける

第二章 保育年限、 学期及び休園日

この幼稚園の保育年限は三保育期に分ける。

第 第 七 条 一年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月 日から十二月三十一日まで

第三学期 本園の休園日は次の通りとする。 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

第 九 条

土曜日

2 日曜日(但し教会学校に参加 し教会学校の幼稚科に所属する

3 祝日

4 夏季休業七月下旬から九月上旬まで

5

6 春季休業三月下旬から四月上旬まで冬季休業十二月下旬から一月上旬まで

開園記念日—五月十日

午前九時から午後二時まで、ただし季節により多少変更することがある始業及び終業の時刻は次の通りとする。

第 十 — 条 保育内容は健康・社会・自然言語・音楽リズム第三章・教育課程・保育日時数及び教職員組織 絵画制作の各領域に於い て調和的な

指導をする

第十二条 この保育園に次の教職員をおく。一日の保育時間数は大体四時間とし第十条に従い保育する。

第十三条 この保育園に

一名

主任教諭 一名

若干名

二名

園長は職務を処理し所属職員を監督する事務職員 一名(兼務)

第十六条 とする。 休園、退園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るもの入園しようとする者は入園願書に記入の上、提出するものとする。入園については園長の許可を要する。 第四章 入園、退園終了および褒賞

第十八条

在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月十日までにその月分を納入しなければ保育料は月額二七、五〇〇円、光熱費は年額一二、〇〇〇円とする。第五章(保育料及び入園料等)

ならない

第十九条

第二十条 既納の保育料、入園料等は理由の如可こかかっうだ豆噌で、これで施設料は、入園時のみ三〇、〇〇〇円減額とする。兄弟在園の場合は一〇、〇〇〇円とする。但し三歳児は一〇〇、〇〇〇円として入園の際納入しなければならない入園料は八〇、〇〇〇円として入園の際納入しなければならない

実施に必要な細則は園長が定める。は一九五三年五月八日から実施。

一、この園則は一九五三年五月二、この園則実施に必要な細則二、この園則実施に必要な細則元、二〇〇〇年四月一日改正九、二〇〇二年四月一日改正九、二〇〇二一年四月一日改正九、二〇二二年四月一日改正十、二〇二二年四月一日改正